

議案第74号

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年9月1日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条第4項の規定に基づき、加西市の経営する病院事業の職員(以下「企業職員」という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。
- 3 手当の種類は、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、研究手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

- 2 給料表の給料月額、職務の級及び当該職務の級ごとの号給(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))にあつては、職務の級)を設けて定めるものとする。
- 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料月額及び号給間の給料月額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(地域手当)

第4条 医師には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額を合計額を基準として、地域手当を支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(住居手当)

第6条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住居(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

(2) その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の用具を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車その他の用具を使用することを常例とする職員

(特殊勤務手当)

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(夜勤手当)

第10条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第11条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前2条の勤務には含まれないものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第12条 第9条及び第10条の規定は、管理規程で定める場合を除き、管理職手当を受ける職員には適用しない。

(管理職手当)

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

(研究手当)

第15条 研究手当は、病院に勤務する医師に支給する。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、各種の事情その他を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、各種の事情その他を考慮して支給する。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合(労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。)を除く

ほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が部分休業(当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第19条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

- 第20条 地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項但し書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

- 第21条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。但し、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(非常勤職員の給与)

- 第22条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

- 第23条 第5条及び第6条の規定は、再任用職員及び加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年加西市条例第2号)第3条の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 42 年加西市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。
第 9 条第 1 項中第 2 号から第 4 号までを削る。
第 17 条第 2 項及び第 3 項中「もの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める」を削る。
第 18 条の 2 を削る。
第 26 条中第 2 項及び第 3 項を削る。
別表第 2 から別表第 4 までを削る。
別表第 5 中医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の欄を削り、同表を別表 2 とする。

(審議資料)

市立加西病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、地方公営企業法第38条第4項の規定により、給与の種類及び基準を定めるもの。